**平成２４年（フ）第２８号**
宮城県石巻市小船越字矢倉31番地　市営河北川の上上納住宅305号
債務者　鈴木美津江（旧姓星）
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**平成２４年（フ）第３１号**
千葉県長生郡長生村宮成2158番地35
債務者　長谷川昌史
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２４年（フ）第４８号**
千葉県いすみ市大原10063番地
債務者　齋藤　悦子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２４年（フ）第４９号**
千葉県茂原市新小轡263番地６フォレストⅡ101号
債務者　鵜澤　一志
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２４年（フ）第５０号**
千葉県茂原市押日650番地73
債務者　原口　紀子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２４年（フ）第５１号**
千葉県木更津市港南台４丁目12番地12
債務者　園　　和彦
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２３年（フ）第２２１号**
兵庫県姫路市東今宿３丁目２番34―603号クリーンピア東今宿、従前の住所兵庫県姫路市書写2531番地６
債務者　河村　千秋
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第２００号**
兵庫県姫路市名古山町13番17号
債務者　和田　正數
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第２０４号**
兵庫県加古郡播磨町古宮781番地
債務者　中田　智子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第２１５号**
兵庫県赤穂市東有年1440番地55
債務者　高見　賢子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第２１７号**
兵庫県加古川市米田町船頭562番地の14、従前の住所兵庫県西宮市名塩平成台23番地３
債務者　藤島　欣資
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第２２２号**
兵庫県高砂市時光寺町９番２―310号
債務者　大原　照晃
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第２９６号**
広島市中区幟町12―９　幟ビル603号室、住民票上の住所広島市西区横川町３丁目７番14―202号
債務者　熊本　雅孝
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１０２号**
福岡県久留米市篠原町４番地10　トーカンマンション久留米駅東609号
債務者　牟田　英史
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２４年（フ）第１０３号**
福岡県久留米市野中町1132番地４　タウニー湯の坂202号
債務者　大倉　敏明
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２４年（フ）第１０８号**
福岡県久留米市櫛原町15番地
債務者　津留　眞理
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２４年（フ）第３１１号**
北九州市小倉北区真鶴２丁目９番１―302号
債務者　原田　政市
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部